# 建築関連資料集

事業計画申請用
（令和5年11月28日版）

①建築関連資料の作成について
②主な建築関連資料の作成主旨および解説
　・平面図（新・旧）
　・有効面積算定図・算定表
　・採光/換気/排煙/避難/防火区画
　・書類作成の注意点等
③事業変更別間取り変更方法とポイント
　・病児・病後児保育室
　・体調不良児室
　・一時預かり保育室(一般型)
　・その他
④用語解説リスト

公　益　財　団　法　人　児　童　育　成　協　会

## ① 建築関連資料の作成について

事業計画申請で御提出いただく資料には、「図面」や「図面変更の建築法令・基準チェックシート」などいくつもの建築関連資料があります。過去の審査において、御提出いただいた建築関連資料に不備・不足があった場合、審査内でやり取りする回数が多くなり、審査完了まで長い時間を要してしまうことがありました。建築関連資料の不備・不足の多くは、趣旨を把握しないまま図面を作成した場合や専門家（建築士）ではない方が作成されたことによる誤記載があった場合に発生しています。この度「建築関連資料集 事業計画申請用（令和 5 年 11 月 28 日版)」を公開いたしますので、建築関連資料作成にあたっては必ず内容を御確認ください。

### ■ 建築関連資料の作成手段の選択

建築関連資料を作成する手段は以下の２つのケースがあり、事業者には選択が可能です。

**A: 建築士へ依頼され作成するケース**

専門家である建築士に依頼した場合、避難、採光・換気・排煙、防火区画、有効面積まで法令遵守を念頭に的確な建築関連資料をつくることができ、仮に疑義があっても依頼された建築士に協会の審査建築士から直接ヒアリングなどができ、誤解が少なく審査が円滑に進みます。

ただし建築士への資料作成費用が発生します。資料作成の時間としては条件次第ですが数時間～数日程度と思われます。以前に依頼された建築士であれば資料作成の費用や期間について相談の余地があると考えられます。

**B: 専門家ではない方（おもに事業主）が作成するケース**

専門家ではない事業者がインターネット検索や専門家のアドバイスなどにより独力で建築書類を作成することが出来た場合、建築士へ依頼する費用は掛かりません。

専門家でないことから、確度の高い資料になるかは不透明で、特に法令遵守に関わる件については安全・健康に直結することから慎重さも求められます。過去の審査では、資料についての誤解や審査内でのやり取りが多く、審査期間が長く掛かり変更が認められにくい傾向にあります。

## 《図面記入について》

【間取り変更・収容人数変更等による建築法令・基準の注意点】

新たに部屋を設ける場合、消防法（消防署）や建築基準法（建築指導課など）により火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯、非常用照明、排煙窓などの設備が新たに必要になる場合があると共に、避難方法の指導を受けることもあります。
工事完了後に是正指導が発生しないよう事前協議が重要になります。また、児童やスタッフの人数が増加する場合等は消防署から避難計画の確認や指導がある場合も多いため、必ず地域の消防署にご確認願います。

※ 注意事項
・一目で変更箇所がわかるように、モノクロの下図に赤で変更箇所を明示してください。
・参考図では平面図だけを提示していますが、その他の図面で変更が生じた場合は、同じように変更説明図を作成してください。
・関係機関と協議が必要な変更の場合は議事録を法令・基準チェックシート２に記載し、協議不要の場合にはその旨明記してください。

※　以下の記入忘れが良くあります。
・保育室、他諸室の部屋名が記載されていない。
・0歳、1歳、２歳児以上の保育室の仕切りが明確に記載されていない。
・保育室の仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が記載されていない。

新　Ｒ６年度事業計画 ← R6年度事業計画で変更予定の計画図として明記必要です

「変更予定図なら「新」と明記

※一時預かり保育室(一般型)・病児・病後児保育室は通常保育室と同様の基準が必要となります。
採光・換気・排煙、避難、防火区画、避難階に対し求められる設備・構造などを必ずご確認の上、
建築関連法令等の遵守して下さい。自治体の規定や指導がある場合にはそちらも満たすようにしてください。

●変更について

変更①
遊戯室から一時預り保育室への変更
・固定家具によりエリア分け
・固定家具により避難経路などの変更→変更③
・避難、採光・換気・排煙については〇〇保育課、〇〇建築指導課、〇〇消防署に確認済み
・階の園児滞在人数の変更について確認。一時預り保育により、階の収容人数は増えるが平面図にて問題ない事を消防に確認済み

変更②
事務室内に体調不良児室を設置
・更衣室、給湯エリアのレイアウトを変更。間仕切壁追加等について保育課、建築指導課確認済み

変更③
避難経路・歩行距離　16.9m → 17.7m
（遊戯室から一時預り保育室への変更に伴う）
・変更前よりも、歩行距離が延びていますが、法的距離以内であることを、〇〇建築指導課、〇〇消防に確認済み。階の収容人数増も踏まえて判断して頂いています

法規などに関わる変更有無を記載してください

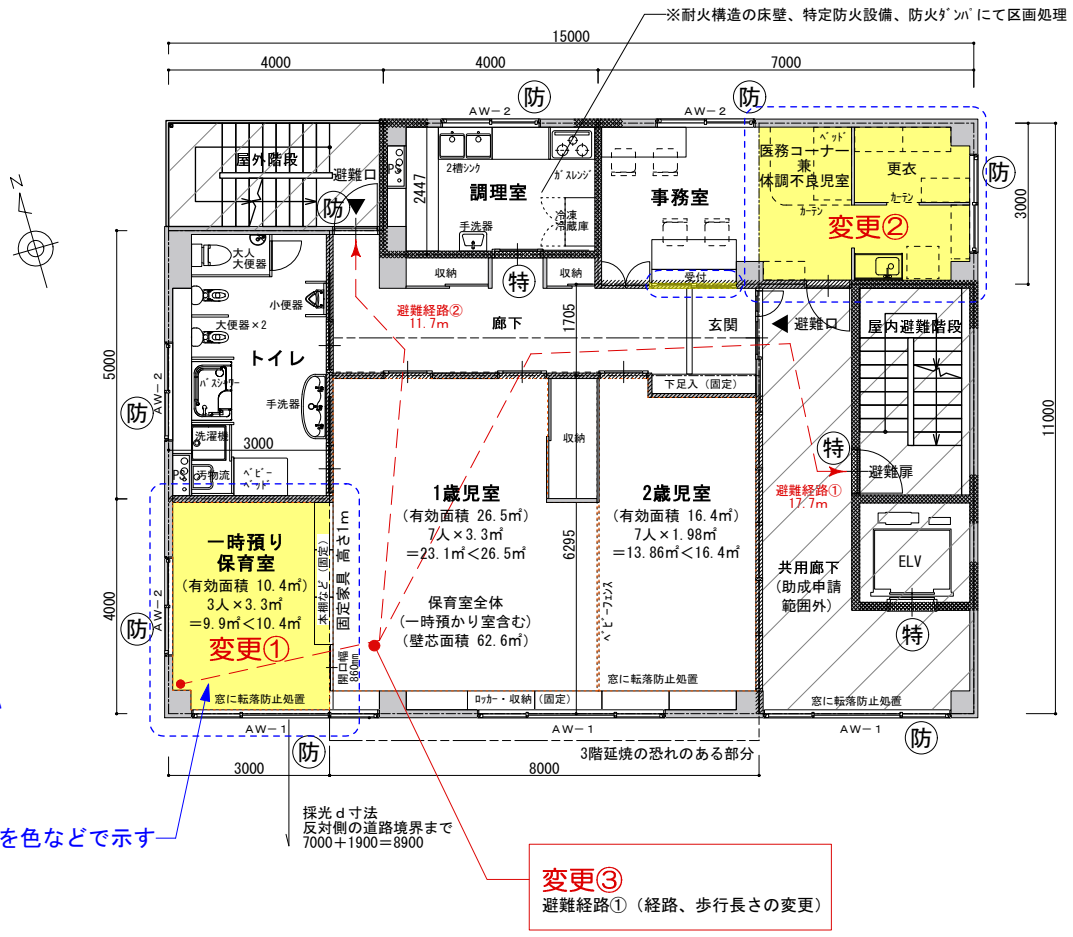


変更箇所・範囲を色などで示す

変更③
避難経路①（経路、歩行長さの変更）

□採光計算
保育室　全体（一時預り含む）
必要採光面積62.6/5=12.52㎡
＜AW-1＞
採光面積H2.0×W3.434×2箇所=13.74㎡
採光補正係数(8.9/2.2)×10-1=39.9→3.0倍
13.74×3.0倍=41.22㎡＞12.52㎡　OK

□換気計算（一時預り含む）
保育室　全体
必要換気面積62.6/20=3.13㎡
＜AW-1＞
換気面積H2.0×W0.874×4箇所=6.87㎡
6.87㎡＞3.13㎡　OK

□排煙について（一時預り含む）
平成12年告示1436第4号ニ(四)の
緩和規定を利用し
居室100㎡以下にて区画のうえ
下地仕上共不燃のため排煙設備免除

居室面積、窓の変更はない為、採光・換気・排煙の変更はありません。建築指導課(11/25、担当〇〇)確認済み

補足記入
変更がない場合も不要の理由を記載してください

凡例
特：特定防火設備
防：防火設備
：防火区画
：114条区画
：斜線は助成申請範囲外
：延焼の恐れのある部分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 〇〇保育所　改修工事　竣工設計図 | 平面図 | 田中太郎一級建築士事務所<br>東京都知事登録　第202004号 | 一級建築士：田中太郎<br>資格番号：大臣登録123456号 | 作図：2021/10/10<br>変更：2023/12/25 |

変更日

旧　Ｒ４年度事業計画 ← 直近の事業計画申請で作成・提出された平面図として明記必要です

「今回変更予定以前に提出された平面図につき「旧」と明記

2021年10月12日
〇〇市建築指導課協議　担当〇〇氏
「用途変更部の床面積が200㎡を超えないので『用途変更』の届け出は不要とのこと」

2021年10月14日
〇〇市消防署予防課協議　担当〇〇氏
「避難経路と避難口誘導灯の設置、消防用設備の事前確認」

2021年10月16日
〇〇県保育課協議　担当〇〇氏
「認可外保育施設整備内容の事前確認」

2021年10月12日
〇〇市保健所協議　担当〇〇氏
「定員数と調理施設の関係について事前確認」

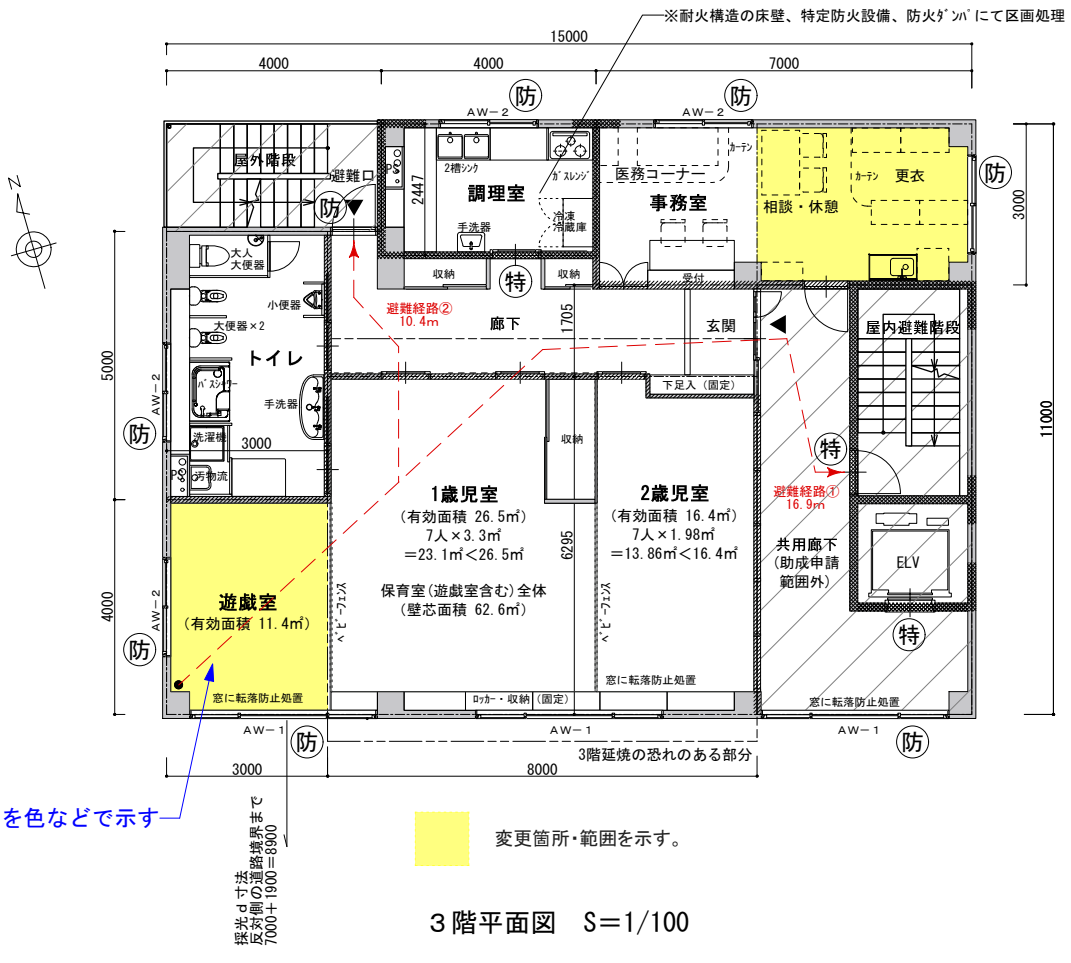


変更箇所・範囲を色などで示す

変更箇所・範囲を示す。

３階平面図　S＝1/100

□採光計算
保育室　全体（遊戯室含む）
必要採光面積62.6/5=12.52㎡
＜AW-1＞
採光面積H2.0×W3.434×2箇所=13.74㎡
採光補正係数(8.9/2.2)×10-1=39.9→3.0倍
13.74×3.0倍=41.22㎡＞12.52㎡　OK

□換気計算（遊戯室含む）
保育室　全体
必要換気面積62.6/20=3.13㎡
＜AW-1＞
換気面積H2.0×W0.874×4箇所=6.87㎡
6.87㎡＞3.13㎡　OK

□排煙について（遊戯室含む）
平成12年告示1436第4号ニ(四)の
緩和規定を利用し
居室100㎡以下にて区画のうえ
下地仕上共不燃のため排煙設備免除

・用途地域：〇〇
・容積率：〇〇
・建蔽率：〇〇
・防火地域など：〇〇
・確認及び完了月日など：〇〇
・耐火構造など：〇〇
・構造種別：〇〇
・階数：〇〇（保育所設置階：〇〇）
・etc

凡例
特：特定防火設備
防：防火設備
：防火区画
：114条区画
：斜線は助成申請範囲外
：延焼の恐れのある部分

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 〇〇保育所　改修工事　竣工設計図 | 平面図 | 田中太郎一級建築士事務所<br>東京都知事登録　第202004号 | 一級建築士：田中太郎<br>資格番号：大臣登録123456号 | 作図：2021/10/10 |

■ 有効面積算定図・算定表の作成について

健全な子どもの保育環境づくりのため、保育室の広さの面でも最低限の基準が示されています。ポータルサイト掲載 pdf データ「建築関連資料（令和 3 年度版)」には CAD による有効面積算定図・算定表の参考例がありますが、ここでは簡易な手法として手書き作業でも可能な作成事例を掲載します。なお、有効面積を算定する部屋は、今回変更計画によりつくられる保育室、及び従来から設置されている保育室になります。

① まず次ページのように有効面積算定図を作成します。計画変更図面を用意し、巻き尺等で〔内法(うちのり)寸法〕を測りミリ単位で記入します。手書きでも構いません。柱型や家具、手洗器等があればそれらも同様に測り記入し有効面積算定図が完成です。

② つぎに有効面積算定表ですが、内法寸法をもとに内法面積を計算します。柱型や家具・手洗器等は内法面積から除外します。残った数値が有効面積となります。さらに児童定員数に対する必要面積を計算し、有効面積が基準を満たしていることを示してください。その際、①で記入した各寸法値から〔内法面積〕〔除外面積〕〔有効面積〕の計算根拠がわかるようにして下さい。

■ 有効面積での注意点

① 除外面積となる家具等については、建築の柱型、手洗器、固定収納や簡単に動かせない家具等があります。ただし、食事やお絵かきなどに使用するテーブル・椅子の類については除外の必要はありません。詳しくは「建築関連資料（令和 3 年度版）－ 面積算定図・算定表」にある「保育室の有効面積について」を参照してください。

② 従来から設置されている保育室にて、その申請当時からピアノやロッカー類が増えた等がなく有効面積が満たされている場合には、当時の有効面積算定図算定表の提出でも構いません。

③ 従来の平面図・有効面積算定図・表を使用する場合、室・スペース形状が変更になった部屋は室・スペースごとに新たに寸法を図記し、その数値での計算式を算定表に記載して下さい。使用していない数値、関係ない数値は必ず消して下さい。

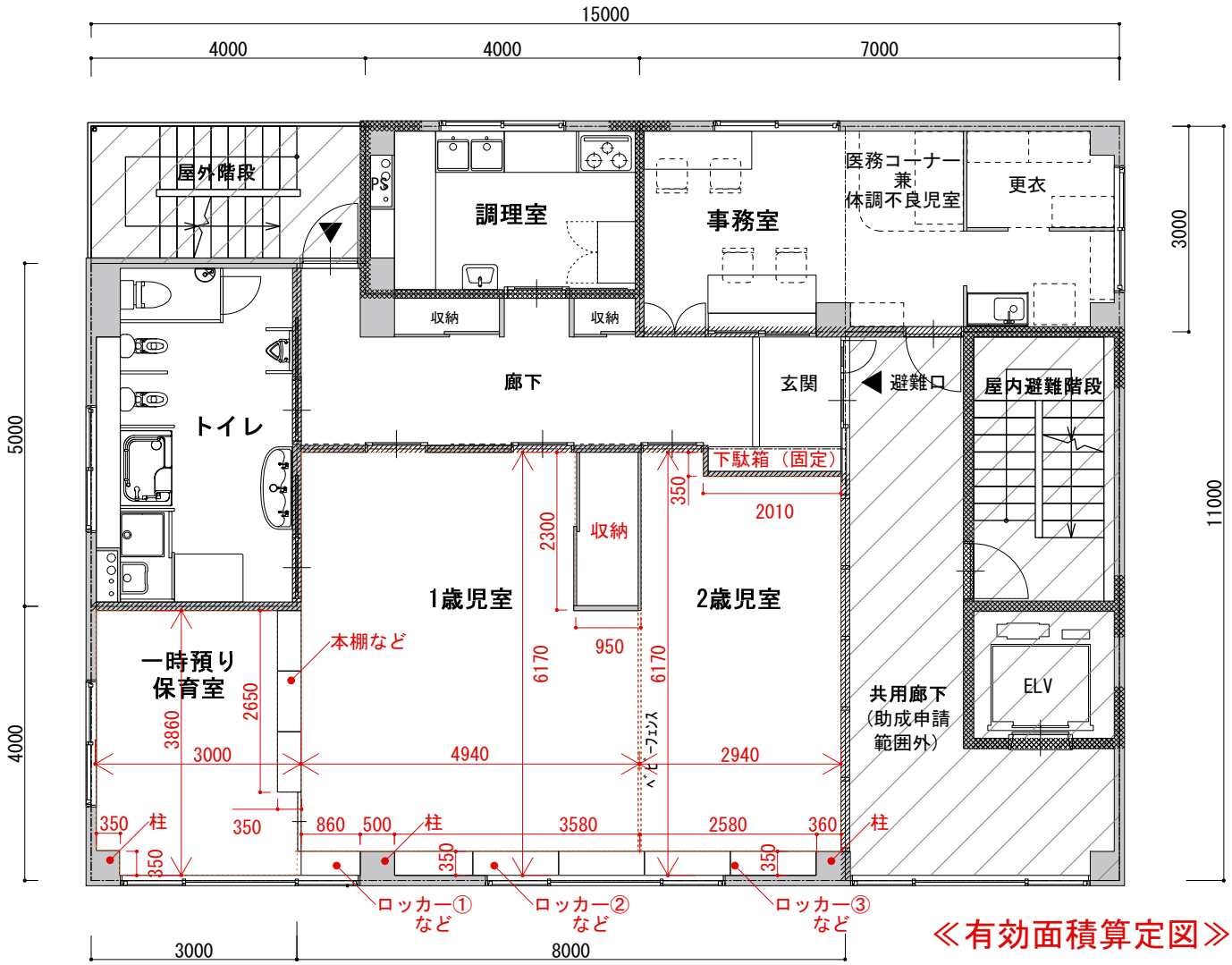


≪有効面積算定図≫

| 室名 | 内法面積Ⓐ タテ | ヨコ | 面積 | 除外面積Ⓑ（柱、ロッカー、ピアノ等） | | | | | 有効面積Ⓐ-Ⓑ | 必要面積 定員数 | 一人当たりの必要面積 | 面積 | 判定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一時預かり保育室 | 3.000 × | 3.860 = | 11.580 | 本棚 | 0.350 × | 2.650 = | 0.927 | | 10.531 ㎡ | 3 人× | 3.3 ㎡= | 9.90 ㎡ | 10.531 > 9.90 OK |
| | | | | 柱 | 0.350 × | 0.350 = | 0.122 | | | | | | |
| 1歳児室 | 4.940 × | 6.170 = | 30.479 | 収納 | 0.950 × | 2.300 = | 2.185 | | 26.565 ㎡ | 7 人× | 3.3 ㎡= | 23.10 ㎡ | 26.565 > 23.10 OK |
| | | | | ロッカー① | 0.350 × | 0.860 = | 0.301 | | | | | | |
| | | | | 柱 | 0.350 × | 0.500 = | 0.175 | | | | | | |
| | | | | ロッカー② | 0.350 × | 3.580 = | 1.253 | | | | | | |
| 2歳児室 | 2.940 × | 6.170 = | 18.139 | 下駄箱 | 2.010 × | 0.350 = | 0.703 | | 16.407 ㎡ | 7 人× | 1.98 ㎡= | 13.86 ㎡ | 16.407 > 13.86 OK |
| | | | | ロッカー③ | 0.350 × | 2.580 = | 0.903 | | | | | | |
| | | | | 柱 | 0.350 × | 0.360 = | 0.126 | | | | | | |

≪有効面積算定表≫

**【必要面積の求め方（保育室）】**

建物を整備するにあたり、児童の年齢毎に必要な面積を満たさなければなりません。
企業主導型保育事業の保育施設では、次のような基準が定められています。
〈年齢別一人当たりの必要面積〉
・乳児室（0歳児）・・・3.3㎡／人
・ほふく室（1歳児）・・・3.3㎡／人
・保育室（2歳児以上）・・・1.98㎡／人
なお、定員20名以上の保育施設において乳児室は1.65㎡／人との基準もありますが、乳児によってほふくを始める時期が異なるため、実際には定員20名以上の施設であっても0歳児についても3.3㎡が必要とされています。

「定員数（児童）×一人当たりの必要面積＝必要面積＜有効面積」

**【面積算定表・図作成のよくある記入忘れ・注意点】**

提出前、特にご確認ください

・保育室の仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が記載されていない。
・有効面積算定表・算定図に、家具類の記載や算定に反映されていない。
・有効面積は壁芯でなく、壁内寸法により算定します。
・以下のスペースは有効面積に含みません。
　①有効高さ1.4m未満のスペース、②ピアノ、オルガン、電子ピアノ、③手洗い等の衛生設備、
　④廊下、柱、玄関下足部分、⑤固定収納や簡単には動かせない家具（常時ある可動家具も含む）

■ **採光/換気/排煙計算について**　※体調不良児型の部屋については提出不要です。

建築基準法の必要採光面積は保育室の床面積に依ります。よって、保育室の間仕切壁(間取り)の変更なく保育室の床面積が変わらず、定員だけが増える場合には採光面積の計算は必要ありません。間仕切壁(間取り)の変更により保育室の床面積が変わる場合には必要採光面積のチェック・再計算が必要になります。Google などで「建築基準法 28 条　採光計算　方法」で検索すれば解説資料が見つかりますが、単に窓の大きさが測れてその面積が満足すれば良いものではなく、『採光補正係数』や『敷地の用途（住居系・工業系・商業系)』など専門的な知識が必要になり独力では難しいと思われることから、専門家にご相談いただくことをお勧めします。換気や排煙についても同様です。保育室の床面積が変わる場合には専門家に相談いただく方が間違いないと考えます。

■ **避経経路について**

「避難」は建物にとって「構造」とともに同様に人命に直結する最重要事項です。主利用者である幼い子どもひとりでの避難は極めて難しいことから、たとえ保育室が 1 階にあったとしても避難ルートが多いほうがより安全であると想像できると思います。現在の保育室とは別の階に保育室を設ける場合には、階段までの距離や階段の種類に制約がでてきます。この様な場合には専門家にご相談いただくことをお勧めします。

■ **防火等区画について**

建物には火災時に人々が安全に避難できる時間を確保できる性能が求められます。図面変更の建築法令・基準チェックシートにある区画（防火・防煙・114 条）の件がこれに該当し、壁材の防火認定品の選定から取付け工事方法、具体的な設置場所の判断など難しいことから、これも専門家にご相談いただくことをお勧めします。

■ **建築書類作成のよくある記入忘れ・注意点**　**提出前、特にご確認ください**

□平面図に保育室、他諸室の部屋名が記載されていない。
□平面図に 0 歳、1 歳、 2 歳児以上の保育室の仕切りが明確に記載されていない。
□平面図に保育室の仕切り方法（ベビーフェンス、柵、壁等）が記載されていない。
□平面図に保育室の「有効面積」、「年齢別定員数×一人当たりの必要面積＝必要面積＜有効面積」が記載されていない。
□平図面及び有効面積算定表/算定図に提出された写真にある家具類の記載が無い及び算定に反映されていない。
□現況写真はこれから変更される部屋やスペースの全景がわかるように、広い場合には東西南北方向の 4 枚、狭い場合には全景が写る枚数を提出してください。
□工事完了後写真も現況写真と同様な要領でお願いいたします。
□工事中写真は工事完了後に目視確認ができない防火区画のボード材規格及び区画処理方法などの写真を提出してください。

## 病児・病後児保育室

**設置要件**

・保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

・調理室を有すること（本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない）。

※通常保育の定員が19名以下の場合は調理設備に代えることが可能。

・事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

感染予防等の点から外部からの専用玄関（動線）、専用便所を設ける事が望ましい。

『企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項』より

※病児・病後児保育室は通常保育室同様として、建築関連法令等の遵守をすること。
採光・換気・排煙、避難、防火区画、避難階に対し求められる設備・構造など必ずご確認ください。

※自治体の規定や指導がある場合にはそちらも満たすようにしてください。

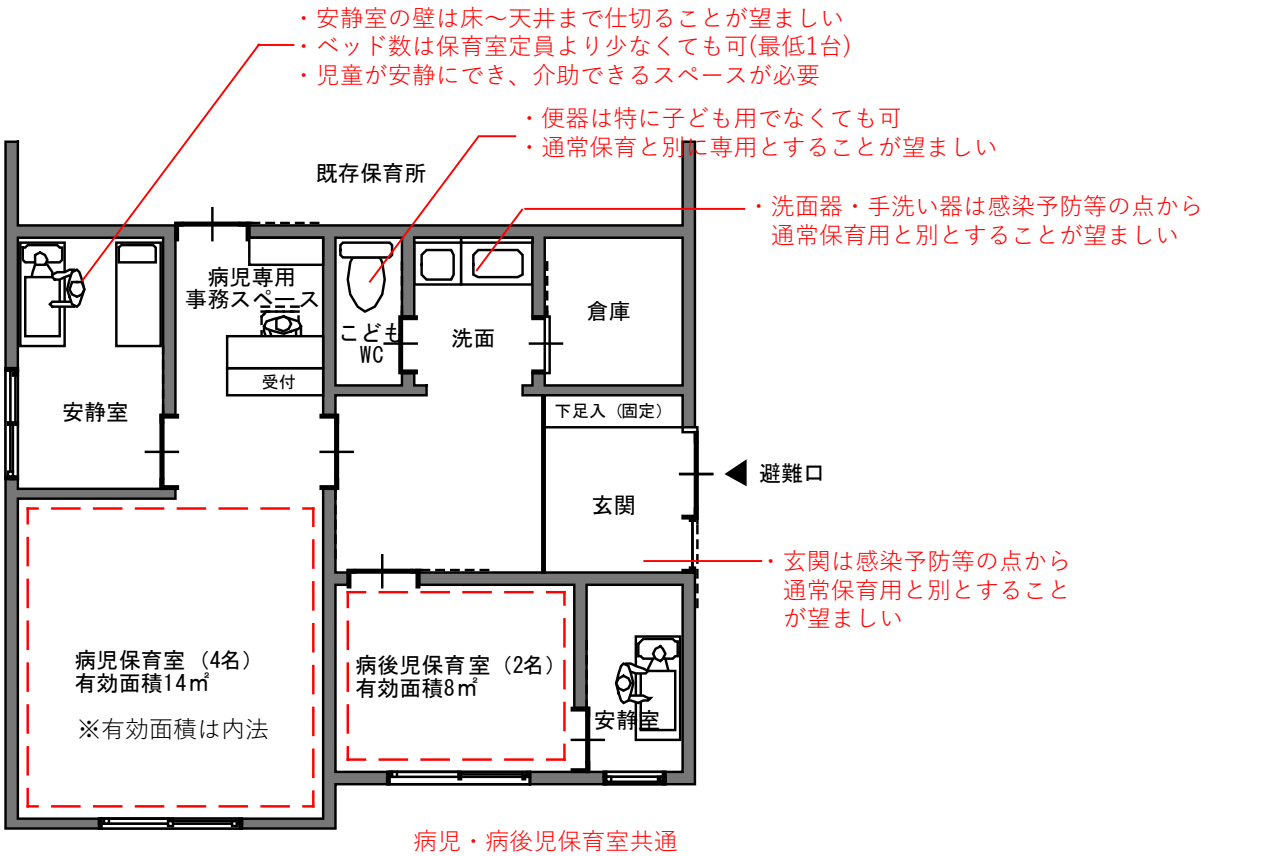


病児・病後児保育室共通

・定員が複数名の場合、安静室は独立した部屋が必要
・定員が1名の場合、自治体が認める場合のみ同室内で
カーテンの区切りで可。但し、ベビーフェンスは不可
・保育室・安静室は安静や感染症などへの配慮から、密閉した空間とすること
・専用玄関・廊下などは通常保育室・エリアとの空気の流れが無いようにすること

●病児・病後児保育室の必要有効面積について
**【定員19名以下】**乳児・1歳児→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上
**【定員20名以上】**乳児室→1.65㎡以上/人　ほふく室→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上

# 体調不良児室

**設置要件**

・医務室、事務室の余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保される場所とすること。
・他の健康な児童が感染しないよう、実施場所と保育室・遊戯室の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

『企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項』より

※なお、体調不良児室は保育室同等の「採光・換気・排煙」は求めておりませんが、居室として建築関連法令等の遵守が必要です。
※自治体の規定や指導がある場合にはそちらも満たすようにしてください。
※体調不良児の安静・ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰ・安全・衛生面への配慮が適切になされている写真等の追加資料を求めて、最終的に判断をする場合もあります。

●体調不良児室設置例

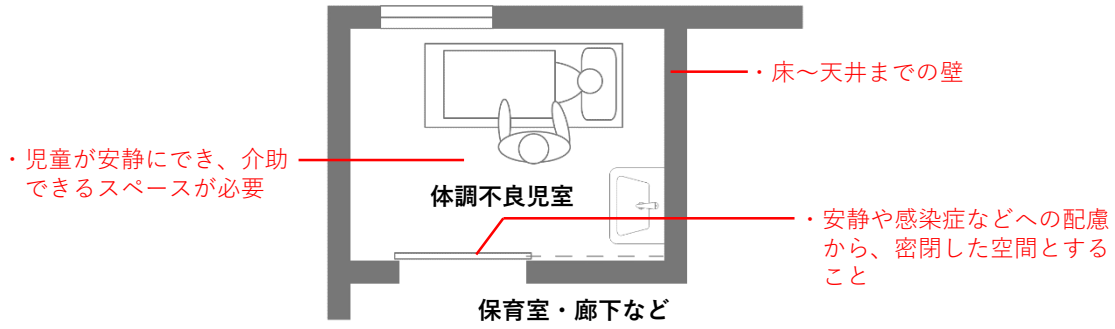


●事務室内等の体調不良児スペース設置例

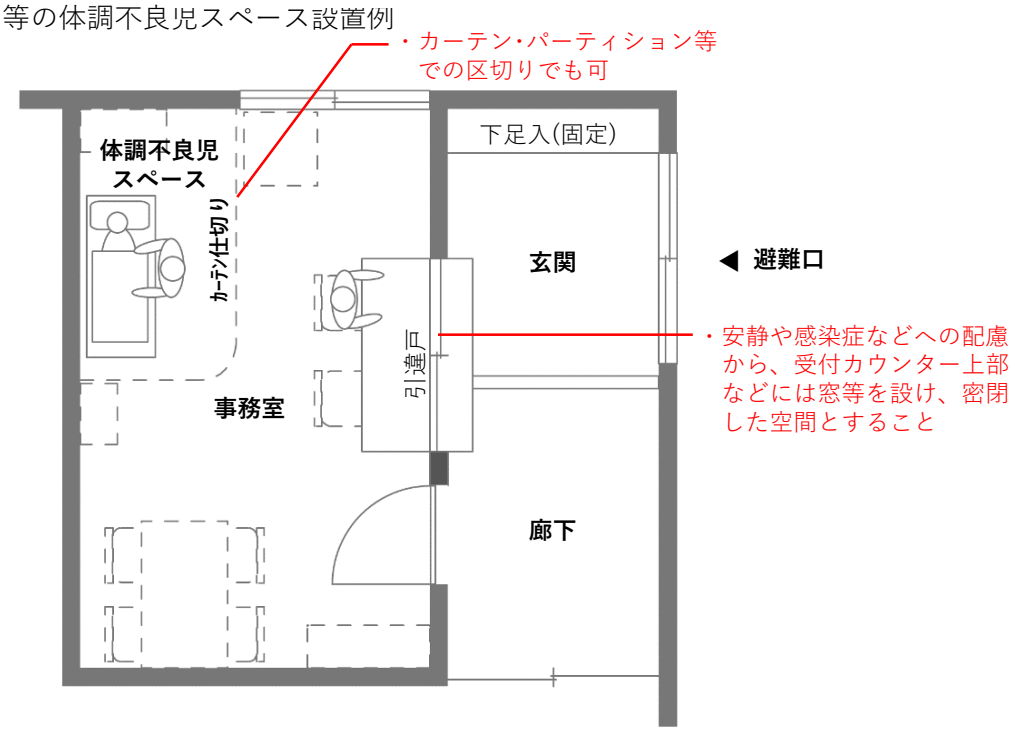


・児童が安静にできる用途の部屋での設置(事務室・医務室）が望ましい。
※物入・倉庫は建築基準法上居室扱いとならない場合も多く、また物の出し入れや地震時の危険性が高いので望ましくない。
※会議室・休憩室は声や音が安静の妨げとなるので望ましくない。
・事務室等に設ける場合に、カーテン・パーティション等での区切りは可ですが、安静とプライバシーの点から大人の視線が容易に通る高さのものは不可。その際に適切な介助スペースの確保、騒がしさ（コピー機等事務機器の近傍）を避け、地震時の安全性（棚からベッドへの落下防止）に配慮されていること。

# 一時預かり保育室(一般型)

**設置要件**

・一般型の場合、専用の保育室が必要です。保育室には通常の保育室同様、面積基準があります。

・企業主導型保育事業で認めている他の部屋との区分方法は以下のとおりです。

①壁で区切られている。

②建物に固定されたカウンター（大人の腰高以上）で区切られている。

③建物に固定された家具で区切られている。

④別室であることが明確である。

※専用の部屋を設ける必要のない基準の自治体もありますが、企業主導型保育施設で一時預かり事業一般型を運営する場合は、区分された専用の保育室が必要です。

『企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項』より

※一時預かり保育室(一般型)は通常保育室同様として、建築関連法令等の遵守をすること。
採光・換気・排煙、避難、防火区画、避難階に対し求められる設備・構造など必ずご確認ください。

※変更で収容人数が増える場合は、消防署と協議して消防設備や防火管理上の指導を受けること。

※自治体の規定や指導がある場合にはそちらも満たすようにしてください。

●一時預かり保育室(一般型)設置例

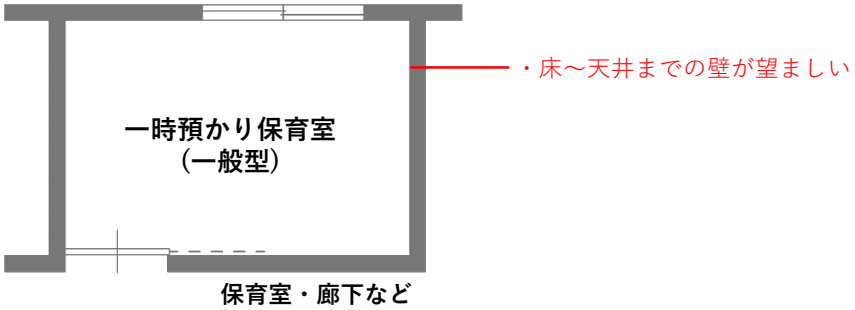


●一時預かり保育室(一般型)家具等による設置例

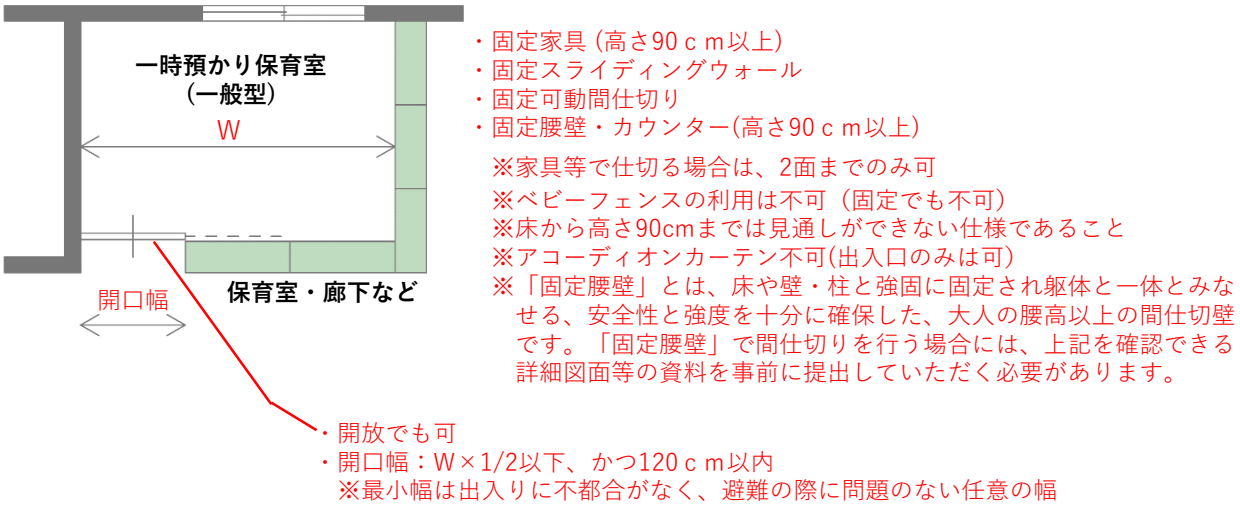


●一時預かり保育室(一般型)の必要有効面積について

**【定員19名以下】**乳児・1歳児→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上

**【定員20名以上】**乳児室→1.65㎡以上/人　ほふく室→3.3㎡以上/人　2歳児以上→1.98㎡以上

## その他

### ■病児・病後児保育室・体調不良児室の壁上部がやむを得ず開放になる場合について

主な事例を下に図示しますが、天井設備・機器の移設をまずは検討いただき、移設が困難な場合は、理由と共に開放部分の場所がわかる資料を提出してください。

●開放の場合の処置
空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮してください。
※ポータルサイト『企業主導型保育事業における病児保育事業 及び一時預かり事業に関する確認事項』P7〔130〕を参照。

●開放になる主なケース

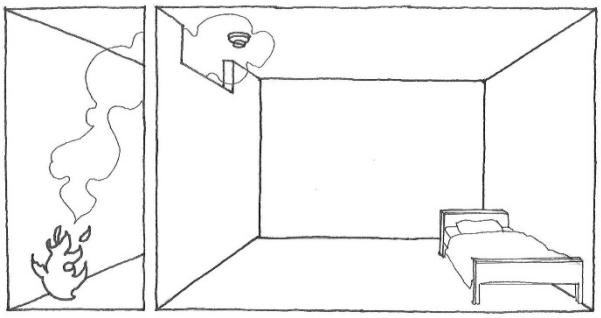

・消防署や建築指導課へ事前相談をした際に、火災報知機、煙感知器、スプリンクラー、誘導灯、非常用照明、排煙窓などの設置指導などがあり、その工事が困難

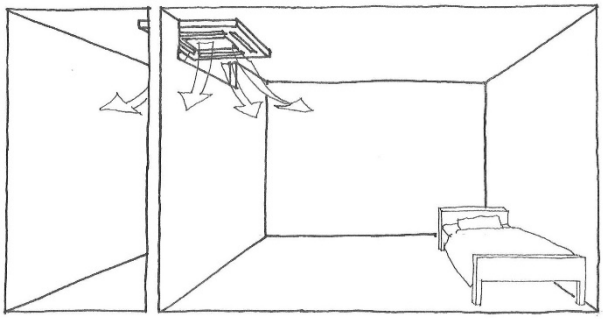

・既存の天井や壁にあるエアコンなどの移設工事が困難で干渉してしまう

### ■病児保育(病児・病後児)・一時預かり保育(一般型)申請をする場合について

以前の消防署協議時から預かり児童及びスタッフの人数増がある場合には、消防署と協議をし、消防設備や防火管理上の指導を受け従ってください。

## ④用語解説リスト

| 用語 | 解説 |
|---|---|
| **屋外遊戯場、屋上遊戯場とは** | **屋外遊戯場**とは園児の屋外活動スペースです。　屋外遊戯場は、地上に設けるのが原則です。広さは2歳児以上の園児数×3.3㎡以上必要になります。<br>**屋上遊戯場**とは保育所の建物上、屋上を屋外遊戯場として利用したものです。（地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも可能です。ただし、満たすべき条件があります。） |
| **建築基準法とは** | **建築基準法**とは建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。<br>**基準法**と略す場合があります。 |
| **壁芯面積（かべしんめんせき）・内法面積（うちのりめんせき）とは** | 建物図面には「芯（しん）」と呼ばれるものがあります。壁には厚みがあり、その中心を通る線を「芯」と呼びます。建物を建てる基準（線）となるもので、建物全体や部屋ごとの面積を測る為に利用します。<br>部屋（室）の面積を測る方法として、**壁芯面積**（壁の中心を通った線で囲まれた部分の面積、つまり壁の厚みを含んだもの）と、**内法面積**（壁の厚みは入れず、室の内側で囲まれた部分の面積）の２種類があります。 |
| **避難経路・避難扉・避難階段・避難口とは** | 保育園では園児が利用する「保育室（病児・病後児室も含む）」、「遊戯室」、「多目的室」などから、建物の外まで及び建物の**避難口**から道路まで安全に避難できる経路(**避難経路**）が必要です。避難経路は法律で、数や距離などが決まっています。 |
| **二方向避難とは** | **二方向避難**とは文字通り、二方向に避難することであり、保育室から二つの経路が確保できているかを確認します。<br>建築基準法、家庭的保育等基準、認可外保育施設指導監督基準らによる定めを遵守する必要があります。 |
| **動線とは** | **動線**とは、建物の中を人が動く時に通ると思われる経路を線であらわしたもの。<br>（人や物が移動する軌跡・方向などを示した線。） |
| **共用廊下とは** | **共用廊下**とはテナントビルなどの一区画を保育園とする場合に専有部分（保育園）に行くまでの、他事業者と共用で使用する廊下のことです。普通、保育園玄関扉手前までが共用廊下です。 |
| **防火区画とは** | **防火区画 （ぼうかくかく）**とは、 建築基準法 で定められた区画で、火災時に火炎が急激に燃え広がることを防ぐためのものです。ある一定の区画を設けて、その区画から別の区画に火災が燃え広がらないように、燃えにくい壁や床、扉などにします。区画には面積区画、竪穴区画、異種用途区画等いくつかあります。 |
| **１１４条区画とは** | **１１４条区画**とは火災時に火災が拡大しないように、又避難経路を確保するために重要となる『防火上主要な間仕切り壁』のこと。 |
| **居室とは** | **居室**とは「居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する室のこと」（建築基準法2条4号）です。 この定義に従えば、保育園において居室とは「保育室」「遊戯室」「多目的室」「事務室」「調理室」などです。 その反対に、「玄関」「トイレ」「洗面所」「倉庫」「廊下」などは居室ではありません。 |
| **採光とは** | **採光（さいこう）**とは建物の窓から日光（自然光）を取り入れて室内の環境を整えることです。敷地境界線からの距離や窓の上についた庇からの距離などを利用した計算により法的（建築基準法に定まる）に必要な採光面積が決まります。 |
| **排煙とは** | **排煙**とは火災時に発生する煙を外部に逃がすことです。排煙設備には「開放できる窓」や「煙が出たら外に強制的に煙を出す排煙機」などが該当します。一般的には排煙機ではなく、窓を使用することが多く、煙を外部に排出する必要がある為、排煙窓の位置が重要です。 |
| **換気とは** | **換気**とは、部屋の中の空気を、外の空気に入れ換えることです。<br>換気設備には①「自然換気」と②「機械換気」の２つあります。<br>「自然換気」とは、窓などの開放による自然通風や暖かい空気は上昇するという性質を生かした空気の温度差などを利用した換気です。<br>「機械換気」とは、換気扇などの機械設備によって強制的に行う換気です。（給気と排気の組合せで大きく分けて3種類の方法があります。） |
| **医務室とは** | **医務室**は、園児が在園中に体調不良になった際に利用するスペースです。<br>保育室とは隔離させた天井から床まで繋がった壁で区切られている専用の部屋であることが原則となります。<br>専用の部屋を設けることが難しい場合は、事務室との兼用も可能ですが、カーテンやパーテーションで仕切るなど、専用スペースの確保が必要です。 |
| **ベビーフェンス、柵、腰壁とは** | **ベビーフェンス**とは一般的に安全基準をクリアした移動可能な既製品を指すことが多く、**柵**は造作された縦格子状のものとして固定式されているものです。**腰壁**とは大人の腰高程度までの造作固定された壁。 |
| **可動間仕切りとは** | 複数枚の扉で部屋を仕切ることのできる扉。仕切った状態では壁のように見えるが移動させて仕切りをいっさい無くすことも可能。大きな空間を2つや3つのエリアに分ける際に使われることが多い。 |
| **算定図（有効面積算定図・申請面積算定図）とは** | 審査で使用する**算定図**は主として**有効面積算定図と申請面積算定図**を指します。<br>**有効面積算定図**は「園児が実際に活動できる範囲」を算定する為の図面で、部屋の内法面積から部屋内に常時ある家具や柱などを除外した面積を記載したものです。<br>**申請面積算定図**は「保育園として使用する屋内の範囲」を算定する為の図面で保育室以外の事務室やトイレ、廊下なども含まれ、その壁芯面積を記載したものです。<br>算定図には計算式（算定）も記載されています。 |
| **建築士・設計士、施工者・施工業者とは** | **建築士**と**設計士**は同義と考えて問題ありません。<br>（設計士は、資格が無くても誰でも名乗れます。建築士は、建築士試験に合格し、国家資格を取得した人）<br>「施工（せこう）」とは、計画された工事を実施すること。<br>**施工業者**とは、計画された工事を実施（実行）する工事業者です。<br>**施工者**と**施工業者**は同じ意味です。 |
| **着工とは** | **着工**とは、工事を始めることを意味しています。つまり、「工事に着手すること」です。 |
| **増築とは** | **増築**とは、建て増しや新たな建物を建築することにより保育施設の申請（床）面積が増えることです。 |
| **増床とは** | **増床**とは、借りている部屋を増やすなど、増築をせずに保育施設の申請（床）面積が増えることです。 |
| **移転とは** | **移転**とは、違う場所に保育所を移すことです。 |
| **部屋の用途とは** | **部屋の用途**とは、部屋の使われ方を示したものです。例えば保育室・事務室・休憩室・調理室・倉庫・トイレなどです。<br>部屋の用途を変える場合には注意が必要です。 |
| **用途変更とは** | 部屋の用途を変えることと、用途変更は別となります。**用途変更**とは、建物や賃貸スペースの使い方を変えることです。<br>例えば住宅とて使用していた建物を飲食店にするとか、事務所だった場所を保育園に変更する場合を言います。 |